

令和8年稲敷市農業委員会第4回総会

[4月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第5条（届出）について
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について
日程 9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
日程11 議案第7号 租税特別措置法適格者証明
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	吉田武君	12番	遠藤一行君
2番	篠崎文夫君	13番	足立久美子君
3番	黒澤克巳君	14番	内田和新君
4番	山口幸一君	15番	山口和彦君
5番	永野修君	16番	飯塚治正君
6番	宮本信夫君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君

9番 坂本和夫君 19番 根本脩君
11番 墳本典勇君

欠席委員

10番 村山文雄君

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	黒田真樹君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局係長	久保田健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は16名です。欠席委員は、10番村山文雄委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） 最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は、18番川島昇委員、1番吉田武委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから14ページまでの22件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましては、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条（届出）について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書15ページでございます。農地法第5条第1項第6号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出1件でございます。申請番号1番は、太陽光発電施設用地として利用するものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましても、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書16ページから20ページまでの7件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号2番から7番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、双方からの合意解約によるものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましても、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条 (委員会)

○議長 (根本 脩君) 続きまして、議案第1号「農地法第3条 (委員会)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長 (久保田健夫君) 21ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条 (委員会)」でございます。

売買による所有権移転9件、賃貸借権の設定4件でございます。

申請番号1番 上根本字原、畑1筆、505㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために買い受けるものであります。

申請番号2番 下太田字下宿、畑1筆、269㎡についてでございますが、受人の自宅に隣接し耕作便利のために買い受けるものでございます。

申請番号3番 江戸崎字外浦、田1筆、4,530㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

申請番号4番 幸田字荒谷津、田1筆、347㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

申請番号5番 幸田字荒谷津、田7筆、7,146㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

申請番号6番 上根本字中曾根、他5地区、田10筆、28,172㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

申請番号7番 市崎字丑新田、田6筆、15,361㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

申請番号8番 阿波崎字宮原、畑2筆、532㎡についてでございますが、受人が家庭菜園を始めるために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号9番 佐倉字姥神、畑1筆、239㎡についてでございますが、受人が耕作地を取得するために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号10番 伊佐津字下台、畑1筆、455㎡についてでございますが、受人の自宅から近く耕作便利のために買い受けるものでございます。

申請番号11番 椎塚字向古屋、畑1筆、681㎡についてでございますが、受人が耕作者を取得するために買い受けるものでございます。

申請番号12番 大塚字荒野、田1筆、1,857㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために借り受けるものでございます。

申請番号13番 大塚字荒野、田2筆、8,846㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために借り受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可

要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上となります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。続きまして、調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎文夫君） 2番篠崎です。申請番号1番について、報告いたします。

4月6日に濱田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機6台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号2番について報告いたします。

4月6日に荒井推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は自宅とバイパスの間にできた狭隘な土地を取得して退職後家庭菜園をやりたいという農業者であります。よって大型農機具は所有しておりません。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号3番について、報告いたします。

4月2日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に蓮根を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機2台、軽トラック6台、運用ポンプ10台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号4番、5番について、報告いたします。

4月6日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に蓮根を稲敷市羽賀を拠点に栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機1台、軽トラック2台、掘削エンジン2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君）4番山口です。申請番号6番について、報告いたします。

4月3日に油原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機3台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

申請番号7番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田 和新君）14番内田です。申請番号7番について、報告いたします。

4月6日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人は、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

申請番号8番、9番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君）6番宮本です。申請番号8番について、報告いたします。

4月5日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に畑を取得し、家庭菜園を行うための申請でありました。耕作する予定の作物は、ネギ、キュウリ、トマト等であります。農機具等の所有状況は、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数160日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号9番について報告いたします。

4月6日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、現在、家庭菜園を行うため、借りている畑を取得するための申請であります。栽培予定作物は、馬鈴薯、大根、なす、キュウリ等であります。農機具等の所有状況は、耕運機1台です。農作業従事日数250日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

申請番号10番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤 一行君）12番遠藤です。申請番号10番について、報告いたします。

4月3日に海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に梨と葡萄を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター3台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数250日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

申請番号11番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君）13番足立です。申請番号11番について、報告いたします。

4月6日に藤巻推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主にサツマイモ、落花生を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号12番、13番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本 典勇君）11番墳本です。申請番号12番、13番について、報告いたします。

4月6日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は蓮根を栽培している農業法人であります。受人の農地所有適格法人要件は、満たしております。農機具等の所有状況は、トラクター1台、トラック3台、耕運機3台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。なお、申請番号3番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、山口和彦委員が該当いたしますので、15番山口和彦委員の退室を求めます。

（山口和彦委員退室）

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 25ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字道向、畑1筆、747㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。640wパネル128枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 神宮寺字大道、畑1筆、921㎡についてですが、非線引き区域、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645wパネル172枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 市崎字宮平、畑6筆、1,762㎡についてですが非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645wパネル172枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 佐倉字佐倉原、畑1筆、1,255㎡についてですが、市街化区域に近接した小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。595wパネル188枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号5番 佐倉字佐倉原、畑1筆、1,150㎡についてですが、市街化区域に近接した小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。615wパネル174枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番、2番について、去る6日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田 和新君） 14番内田です。

申請番号3番について、去る6日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本 信夫君） 6番宮本です。

申請番号4番、5番について、去る6日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは、15番山口和彦委員の入室を認めます。

（山口和彦委員入室）

日程7 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 27ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付3件でございます。

申請番号1番 清久島字清久島、畑1筆、300㎡についてですが、平成12年頃から農業用施設（宅地）として使用されており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 新橋字清水、畑1筆、196㎡についてですが、平成17年以前から宅地として使用されており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号3番 下太田字下宿、田1筆 畑1筆、145㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田 和新君） 14番内田です。申請番号1番、2番について、去る6日、山口委員と中沢推進委員、大野推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、いずれも20年以上前から宅地として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたし

ました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号3番について、去る6日、篠崎委員と荒井推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、現地は荒廃しており、周囲の状況からみても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本証君） 28ページをお開き願います。

議案第4号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

申請番号1番 下須田字東、畑1筆、96㎡についてでございますが、土壌改良の為の農地改良協議でございます。埋立てに用いる土50㎡は、市内の山砂を購入し、2トン車25台分を申請地に50cm埋め立てる計画で、埋立て後はナス等を耕作する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、わたくし19番根本より報告をお願いいたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号1番について、去る6日坂本委員と黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通り間違いなく、土質の悪い農地に購入した土を入れるため、問題ないと思われまます。よろしくご審議お願いいたします。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(黒田 真樹君) 29ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、21件、51筆、106,130㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(黒田真樹君) 40ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が10件、28筆、66,253㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 租税特別措置法適格者証明

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 44ページをお開き願います。

議案第7号「租税特別措置法適格者証明」の交付についてでございます。

租税特別措置法第70条の4に基づく、農地等の贈与税猶予制度についてでございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては3年ごとに継続届出を税務署に提出するものでございますが、その添付書類で農業委員会から発行する「特例農地等に係る貸付を引き続き行っている旨の証明書」が必要となります。

今回証明書を提出する適用者は1名でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、坂本委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号1番について、去る4月6日、坂本推進委員と事務局で調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地の特定貸付を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては、問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「租税特別措置法適格者証明」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和8年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時37分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

18番 委 員 川 島 昇

1番 委 員 吉 田 武